平成２１年（フ）第８１号
岡山県津山市下横野1361番地３
債務者　松本　治実
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第８６号
岡山県津山市小原1271番地
債務者　黒栁　慧子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第８７号
岡山県津山市志戸部706番地１
債務者　畠山美佐子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第３５７号
栃木県宇都宮市江曽島４丁目225番地９
債務者　川越　　陽
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３７８号
栃木県宇都宮市海道町198番地19
債務者　仲山　　朋
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２１号
栃木県真岡市下高間木１丁目31番地12
債務者　比嘉崎浜アンドレスこと　ヒガ　サキハマ　アンドレス
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２２号
栃木県真岡市下高間木１丁目31番地12
債務者　比嘉ジャネットこと　レオン　デ　ヒガ　ジャネット
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２５号
栃木県小山市花垣町１丁目13番57号　小山ハイコーポ126号、前住所栃木県下野市薬師寺2394番地
債務者　水越はるみ
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９９号
岡山市南区内尾402番地27　クレストール内尾Ｂ―201
債務者　古山　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０６号
岡山市東区久保84番地２
債務者　赤木　幸子（旧姓松元）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４３号
岡山市北区大供２丁目６番21号　大供コーポ203号室
債務者　田口　友幸
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１０号
栃木県日光市原宿772番地
債務者　阿久津正光
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２５３号
横浜市中区本牧元町25番14号　大須賀荘102号室
債務者　齊藤　文子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４１号
静岡市清水区押切1591番地　クオリティサポート、旧住所静岡市楠６番地の８
債務者　近藤　明人
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７４号
広島県福山市木之庄町３丁目８番20号
債務者　椿　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係